

経済や金融に関する言葉の解説 第3回は、「金利」です。

金利とは、元金に対する利息の割合です。  
家計にとって、金利は、貯蓄や借金（ローン）をする際に欠かせない重要な情報です。  
貯蓄をする場合は、金利が高いところに預け入れたほうが、借金をする場合は、金利が低いところから借り入れをしたほうが有利です。



最近ニュースで「利上げ」という言葉を耳にするけど、  
どういう影響があるんだろう？

金利が上昇すると、企業や個人は資金を借りにくくなり、設備投資などが控えられるため、景気が引き締まるとされています。

これまで日本は、デフレ経済からの脱却を目指すため、大規模な金融緩和政策（金利を低くして、市中に出回るお金を増やす）をとってきましたが、現在は、経済成長の見通しが立ったとして、利上げへと動いています。



### 金融・経済講演会2024を開催しました



令和7年1月18日（土）、仙台国際センターにて、金融・経済講演会2024を開催しました。定員を上回るお申込みを頂戴したため、急遽座席を追加いたしました。

野尻先生からは将来を見据えた資産形成と運用のポイントについて、三ヶ田先生からは終活の具体的な準備や注意点について御講演いただきました。

皆様、御来場ありがとうございました。



# みやぎの消費生活情報

Information on Consumer Affairs of MIYAGI

## INDEX

- ◆ 「分電盤の点検に行きます」の電話から始まる勧誘に注意！！
- ◆ 初めての一人暮らしで気を付けてほしい5大消費者トラブル  
—入学・就職など新生活のスタートでつまずかないために—
- ◆ ストップ！特殊詐欺被害 投資や暗号資産などの特殊詐欺に注意！
- ◆ 消費者啓発出前講座をご活用ください！
- ◆ 経済・金融に関する言葉 ③金利 （金融広報委員会）



## 「分電盤の点検に行きます」の電話から始まる勧誘に注意！！

—2024 年度に急増しています—

### 相談事例

電力会社の委託を受けたという業者の点検後に交換工事を契約したが、委託というのほうそだった。

契約している電力会社に委託されたという業者から「分電盤の点検をする」と電話があった。点検後に「分電盤が古いので漏電する可能性もある。危険なので交換したほうがいい」と言われた。漏電したら困ると思い、約23万円で契約し、数日後に工事予定だ。念のため、契約している電力会社に確認したところ「この業者は当社とは関係ない」と言われた。不審なので解約したい。（90歳代男性）  
その他、以下のような相談も寄せられています。

- ・不安をあおられ分電盤の交換契約をしたが、高額なのでやめたい。
- ・漏電による火災は保険が下りないと言われ不安になり契約した。
- ・分電盤交換は15年で交換することが法律で決められていると言われ契約してしまった。

## ★ アドバイス ★

### 相談事例からみる問題点

- ・電話等で電力会社やその委託会社を名乗るなどして突然点検を持ち掛ける。
- ・点検後に不安にさせ分電盤交換の契約を急がせる。
- ・分電盤交換は法律で定められている、分電盤の漏電では火災保険が下りないなどとうその説明をする。

### 消費者へのアドバイス

- ・電話等で点検を持ち掛ける業者には安易に点検させないようにしましょう。
- ・点検させたとしてもその場では契約せず、十分に比較・検討しましょう。
- ・クーリング・オフ等ができる場合もあります。
- ・4年に1回の無料法定点検について日頃から確認しておきましょう。
- ・不安や不明な点があれば、すぐに消費生活センター等に相談しましょう。

## 初めての一人暮らしで気を付けてほしい5大消費者トラブル —入学・就職など新生活のスタートでつまずかないために—

3月は新大学生や新社会人などが一人暮らしを始める時期です。初めての一人暮らしでは、若者がこれまで経験したことのないさまざまな契約を自分自身ですることになり、中には複雑な契約や高額な契約もあります。2022年4月から成年年齢が引き下げられ、18歳・19歳の若者も大人として契約することになりました。

そこで、新生活スタートでつまずかないよう、初めての一人暮らしで気を付けてほしい消費者トラブルを紹介します。十分にご注意ください。

## 初めての一人暮らしで気を付けてほしい5大消費者トラブル！

- 新生活を狙った”訪問販売”トラブル
- 新生活でも気を付けたい”もうけ話”トラブル
- スマホやネット回線などの”通信契約”トラブル
- 退去時の原状回復などの”住宅の賃貸借”トラブル
- 引越しや不用品回収などの”引越し関連”トラブル

## こんなところに気を付けよう！トラブル別アドバイス

### ●新生活を狙った”訪問販売”トラブル

- ・その場ですぐに契約せず、不安や不審な点があれば家族や身近な人に相談しましょう。
- ・不要な契約であればキッパリ断りましょう。
- ・訪問販売で契約した場合はクーリング・オフができる場合があります。

### ●新生活でも気を付けたい”もうけ話”トラブル

- ・うまい話に飛びつかないようにしましょう。
- ・知り合った相手から「簡単に稼げる」などと勧誘されても、うのみにしない！
- ・借金をしてまで投資や副業等のためにお金を支払うことはやめましょう。

### ●スマホやネット回線などの”通信契約”トラブル

- ・料金プランやサービス内容を書面でもしっかり確認し、説明を受けましょう。
- ・転居時にネット回線契約を変更する際にも契約条件などをよく確認しましょう。

### ●退去時の原状回復などの”住宅の賃貸借”トラブル

- ・契約時：契約書類の記載内容や賃貸住宅の現状をよく確認しましょう。
- ・入居中：入居中にトラブルが起きたら、すぐに貸主側に相談しましょう。
- ・退去時：精算内容をよく確認し、納得できない点は貸主側に説明を求めましょう。

### ●引越しや不用品回収などの”引越し関連”トラブル

- ・引越しサービスの契約時は約款をよく確認し、価格とサービス内容も十分に検討しましょう。
- ・引越し完了後はすぐに荷物の状態を確認しましょう。
- ・不用品の処分はお住いの市区町村が提供する窓口に余裕を持って依頼し、お住いの市区町村が案内するルールで処分しましょう。

ストップ！  
特殊詐欺被害

## SNS 型投資や暗号資産などの特殊詐欺に注意！

- 投資や暗号資産などのもうけ話を持ち掛けられて、**お金をだまし取られる**特殊詐欺が増加しています。
- 手口の内容は、スマートフォンでSNSを利用して投資を勧め、指定したアプリなどで銀行口座に現金または暗号資産を送金させてお金をだまし取るものです。
- 実在する**タレントや経済学者の偽アカウント**を使って誘導するケースもあります。
- 「安定した利益が出る」などのもうけ話を簡単に信じず、**安易にお金を振り込まない**でください。
- **電話やメール、SNSなどでお金の話が出たときは詐欺を疑いましょう。**
- 不審な電話やメールがあった場合は、最寄りの警察署や「警察相談電話 #9110」またはお住まいの地域の消費生活相談窓口にご相談ください。



消費者庁イラスト集より

※SNSとは

ソーシャルネットワーキングサービス (Social Networking Service) の略で、ラインやエックス (旧ツイッター) など、インターネット上の交流サイトのこと。ほかにもフェイスブックやインスタグラムなど様々な種類があります。

## 消費者啓発出前講座をご活用ください

無料！



- 消費生活相談員が、消費者トラブルの事例や被害に遭った場合の対処法などについて、わかりやすく説明します。
- 地域の自治会やサークル、高齢者団体、福祉団体、学校など、参加する方の年代やご希望に沿った内容の講座をご用意しています。
- 派遣費用は**無料**です。
- 日程調整のため、お申込は**開催希望日の2か月前まで**に消費生活センター又は県民サービスセンターに電子申請システム等で直接お申込み下さい。 **お問い合わせ電話番号 022-211-3126**

## 消費生活相談窓口

消費者ホットライン  
ひとりで悩まず 必ず相談！

い や や  
188

最寄りの消費生活相談窓口におつなぎします。  
お住まいの郵便番号をお手元において、お電話すると便利です。

宮城県消費生活センター  
022-211-3123



相談時間 月～金 9時～17時  
土 9時～16時 (祝日・年末年始除く)

### ◎ 各県民サービスセンター相談窓口

(相談時間 月～金 9時～16時 祝日・年末年始除く)

仙南圏

大河原地方振興事務所  
県民サービスセンター  
☎ 0224-52-5700

大崎圏

北部地方振興事務所  
県民サービスセンター  
☎ 0229-22-5700

栗原圏

北部地方振興事務所栗原地域  
事務所県民サービスセンター  
☎ 0228-23-5700

石巻圏

東部地方振興事務所  
県民サービスセンター  
☎ 0225-93-5700

登米圏

東部地方振興事務所登米地域  
事務所県民サービスセンター  
☎ 0220-22-5700

気仙沼圏

気仙沼地方振興事務所  
県民サービスセンター  
☎ 0226-22-7000



電子申請による  
消費生活相談は  
こちらから

\*回答は、消費生活相談員から電話で行います。

うまい話は  
まず疑う！

必要ないものは  
きっぱり断る！

ひとりで悩まず  
必ず相談！

✕ ツイッター  
やってます。



©宮城県・  
(株)旭プロダク  
ション

◎各市町村にも相談窓口があります。詳しくは、各市町村へお問い合わせください。